# 令和7年度 最終処分場の維持管理状況

施設名: 長坂最終処分場

埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
種類	_	_		_								
数量(kg)	—		_		_		_					

※当処分場は埋め立てを終了しております。

# 点検に関する事項

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検日	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月2日	10月1日					
擁壁等	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	0	0	0					
遮水工				_	_							
調整池				_	_							
浸出水処理設備	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	0	0	$\circ$					
集排水設備凍結防止	_			_	_							

<sup>※</sup>遮水工は目視による点検が不可能なため目視点検は行っておりません。

### 措置に関する事項

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
措置日				_	_	_	_					
内容		_		_	_	_	_					

# 残余量に関する事項

測定日	_
残余容量(m³)	_

※当処分場は埋め立てを終了しております。

### ダイオキシン類測定結果

採取場所	単位	基準値	測定値	採取日	結果取得日	備考
処分場周縁上部地下水		1以下 ※1	0. 20			ガノナモミハ郷の細
処分場周縁下部地下水	pg-TEQ/L	1以下 ※1	0. 100	令和6年11月13日	令和7年2月3日	ダイオキシン類の調 査は、年1回実施
放流水		10 💥 2	0.000033			直は、十1日天旭

※1 平成11年12月27日、 環境省告示 0068 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく地下水の基準

※2 平成11年12月27日、 環境省告示 0068 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく浸出水処理設備放流水の基準

<sup>※</sup>調整池は設置しておりません。

<sup>※</sup>集排水設備凍結防止工のための設備は設置しておりません。

# 令和7年10月 周縁地下水の水質検査結果

		内核地下が22小貝快重和木 									
施設名		長坂最終処分場									
採取場所											
測定項目	単位	基準値※1	定量下限値	下部地下水	上部地下水	採取日	結果取得日				
電気伝導率	mS/m	_	0. 1	381	23. 1	令和7年10月8日	令和7年11月4日				
塩化物イオン	mg/L	_	0. 1	650	13	134H1 - 10710 H	1741 - 117111				
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005	不検出	不検出						
総水銀	mg/L	0.0005以下	0.0005	定量下限值未満	定量下限值未満						
カドミウム	mg/L	0.003以下	0.0003	定量下限值未満	定量下限值未満						
鉛	mg/L	0.01以下	0.001	定量下限值未満	定量下限值未満						
六価クロム	mg/L	0.05以下	0.005	定量下限值未満	定量下限值未満						
砒素	mg/L	0	0.001	定量下限值未満	定量下限值未満						
全シアン	mg/L	検出されないこと	0. 1	不検出	不検出						
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出されないこと	0.0005	不検出	不検出	令和6年11月11日					
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0005	定量下限值未満	定量下限值未満						
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0005	定量下限值未満	定量下限值未満						
シ゛クロロメタン	mg/L	0.02以下	0.0005	定量下限值未満	定量下限值未満		令和6年12月19日				
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0005	定量下限值未満	定量下限值未満		月和0年12月19日				
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	0.0005	定量下限值未満	定量下限值未満	(毎年11月に					
1, 1ーシ、クロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.0005	定量下限值未満	定量下限值未満	調査を実施)					
シスー1, 2ーシ゛クロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.0005	定量下限值未満	定量下限值未満						
1, 1, 1ートリクロロエタン	mg/L	1以下	0.0005	定量下限值未満	定量下限值未満						
1, 1, 2ートリクロロエタン	mg/L	0.006以下	0.0005	定量下限值未満	定量下限值未満						
1, 3-ジクロロプ ロペン	mg/L	0.002以下	0.0005	定量下限值未満	定量下限值未満						
チウラム	mg/L	0.006以下	0.0006	定量下限值未満	定量下限值未満						
シマジン	mg/L	0.003以下	0.0003	定量下限值未満	定量下限值未満						
チオヘ゛ンカルフ゛	mg/L	0.02以下	0.002	定量下限值未満	定量下限值未満						
ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.0005	定量下限值未満	定量下限値未満						
セレン	mg/L	0.01以下	0.001	定量下限值未満	定量下限値未満						
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005	定量下限値未満	定量下限値未満						
クロロエチレン	mg/L	0.002以下	0. 0002	定量下限値未満	定量下限値未満						

<sup>※1</sup> 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第2

<sup>※ 「</sup>定量下限値未満」とは、分析方法による検出限界を表す。

令和7年10月	浸出水	、処理設備放流	水の水質検	 食査結果		
施設名			長	坂埋立地浄化セン	/ター	
採取場所				放 流 口		
測定項目	単位	排水基準 ※1	定量下限値	 測定値	採取日	結果取得日
水素イオン濃度	_	5.8~8.6	_	7. 7		
生物化学的酸素要求量	mg/L	60	0.6	6. 6	令和7年10月1日	令和7年10月14日
化学的酸素要求量	mg/L	_	0.5	6. 7	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
浮遊物質量	mg/L	60	10	定量下限值未満		
カドミウム	mg/L	0.03	0.001	定量下限値未満		
全シアン	mg/L	1	0.05	定量下限値未満		
有機燐化合物	mg/L	1	0.0005	定量下限値未満		
鉛	mg/L	0.1	0.001	定量下限値未満		
六価クロム	mg/L	0.5	0.02	定量下限値未満		
砒素	mg/L	0.1	0.002	定量下限値未満		
総水銀	mg/L	0.005	0.0005	定量下限値未満		
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005	定量下限値未満		
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.003	0.0005	定量下限値未満		
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	0.002	定量下限値未満		
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.002	定量下限値未満		
シ゛クロロメタン	mg/L	0.2	0.002	定量下限値未満		
四塩化炭素	mg/L	0. 02	0.002	定量下限値未満		
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.002	定量下限値未満		
1, 1ーシ゛クロロエチレン	mg/L	1	0.002	定量下限値未満		
シスー1, 2ーシ゛クロロエチレン	mg/L	0.4	0.002	定量下限値未満		
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	3	0.002	定量下限値未満		
1, 1, 2ートリクロロエタン	mg/L	0.06	0.002	定量下限値未満	令和7年1月16日	令和7年1月29日
1, 3ーシ゛クロロフ゜ロヘ゜ン	mg/L	0.02	0.002	定量下限值未満	(年1回測定を実施)	
チウラム	mg/L	0.06	0.006	定量下限値未満		
シマジン	mg/L	0. 03	0.001	定量下限値未満		
チオヘ゛ンカルフ゛	mg/L	0.2	0.005	定量下限値未満		
ベンゼン	mg/L	0.1	0.002	定量下限値未満		
セレン	mg/L	0.1	0.002	定量下限値未満		
弗素	mg/L	15	0. 13	0.18		
ホウ素	mg/L	50	0.01	0.83		
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	5 ※2	1	定量下限値未満		
フェノール類	mg/L	5	0.05	定量下限值未満		
銅	mg/L	3	0.01	定量下限值未満		
亜鉛	mg/L	2	0. 01	定量下限値未満		
溶解性鉄	mg/L	10	0.03	定量下限値未満		
溶解性マンガン	mg/L	10	0.005	定量下限値未満		
クロム	mg/L	2	0.02	定量下限値未満		
大腸菌群数	個/L	3000	_	0		
全窒素	mg/L	_	0.3	0. 59		
全燐	mg/L	_	0.06	定量下限値未満		
アンモニア,アンモニウム化合物, 亜硝酸性化合物及び硝酸化化合物	mg/L	200	0.1	0.1		
1, 4-ジオキサン	mg/L	10 💥 3	0.005	0.007		

<sup>※1</sup> 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第1

<sup>※2</sup> 鉱物油の場合。動植物油の基準値は30mg/L

<sup>※3</sup> 平成25年6月1日時点の既存廃棄物最終処分場に対する当分の間の基準値。

<sup>※ 「</sup>定量下限値未満」とは、分析方法による検出限界を表す。

<sup>※</sup> 水素イオン濃度 (pH)については単位なし。